

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、永続的な発展による企業価値の向上こそが経営上の最重要課題であると位置付けております。そのためには経営の健全性を確保し、全社に法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たすことが必要であると考えております。また、今日のように社会環境が激しく変化し続けるなかで、これに迅速に対応する効率的な経営体制を構築し、さらに向上させるべく努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	1,474,200	29.09
中野 誠子	352,911	6.96
中野冷機取引先持株会	259,300	5.12
株式会社みずほ銀行	239,000	4.72
須藤 勝美	151,236	2.98
青木 由貴子	150,000	2.96
ヤマザキ・シー・エー株式会社	124,000	2.45
谷口 喜世子	116,752	2.30
中野冷機従業員持株会	110,448	2.18
株式会社三菱UFJ銀行	90,145	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豆成 勝博	他の会社の出身者											○
高木 伸行	他の会社の出身者											○
水上 洋	弁護士											○
儀同 康	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

豆成 勝博	○	----	豆成勝博氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において積極的な発言をいただいております。また、任意の指名・報酬委員会メンバーとして、取締役の指名及び報酬の決定手続きにおける客観性・透明性など経営の健全性を高めていただいていることから、社外取締役に適任と判断したためであります。また、独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
高木 伸行	○	----	高木伸行氏は、証券会社での様々な職務で培った経験と実績に基づく視点から、取締役会において積極的な発言をいただいております。また、任意の指名・報酬委員会メンバーとして、取締役の指名及び報酬の決定手続きにおける客観性・透明性など経営の健全性を高めていただいていることから、社外取締役に適任と判断したためであります。また、独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
水上 洋	○	----	水上洋氏は、弁護士として企業に関する法務に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しております。これまでの経験と実績に基づく外部からの視点が、当社の経営体制の充実と取締役会における多様性の確保に有用であり、当社におけるコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役に適任と判断したためであります。また、独立性が損なわれるような属性等が存在していないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
儀同 康		----	儀同康氏は、当社の株主である株式会社光通信の常務取締役管理本部長として財務及び経営管理の分野における優れた知見により、同社グループの運営と成長を支えております。。同氏につきましては、取締役としての経験が豊富であること、当社株主の視点から当社の経営及び業務遂行に対する適切な助言が当社の経営体制の充実と取締役会の多様性の確保に有用であり、当社の企業価値向上に寄与していただけることが期待できるため、社外取締役に適任と判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るべく、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会を設置しております。当委員会の設置の目的は、取締役人事・処遇に係る運営の公正性確保の見地から、社外役員の関与、助言の機会を適切に確保し、取締役候補者の指名及び取締役の報酬の決定手続の公正性を高め、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することにあります。委員は独立役員として届けられた社外取締役3名、社外監査役1名及び代表取締役社長で構成されています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と内部監査部門は定期的に打合せを行っています。
2. 第2四半期及び期末の実地棚卸に際しては監査役及び内部監査部門が会計監査人と連携して立会いを行なっております。
3. 監査役及び内部監査部門は会計監査人から各四半期及び期末の決算監査終了の時点で、その方法と結果について説明と報告を受けております。
4. 監査役及び内部監査部門は株主総会終了後、会計監査人からの「監査所見」に基づき、監査方針、監査計画等について意見交換を行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 攝子	弁護士													○
森 秀文	税理士													○
杉田 雪絵	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 攝子	○	----	社外監査役の山田攝子氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
森 秀文	○	----	社外監査役の森秀文氏は、税理士としての専門的知識と豊富な経験等を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。

杉田 雪絵	○	----	杉田雪絵氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験・知見を有しており、当社の監査に反映していただけることが期待できるため、社外監査役として選任しております。
-------	---	------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	205,805(千円)	82,221(千円)	98,483(千円)	25,100(千円)	9(人)
監査役(社外監査役を除く)	12,250(千円)	11,850(千円)	—	400(千円)	2(人)
社外役員	22,500(千円)	22,500(千円)	—	—	6(人)

(注)2019年3月28日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同総会の終結をもって退任した監査役1名に対し退職慰労金10,200千円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。当社は「取締役報酬の決定に関する方針」について、本委員会への諮問・答申を経て、取締役会の決議により定めております。

当事業年度において、任意の指名報酬委員会を4回開催し、業績連動報酬制度の基本設計及び報酬の水準等について審議のうえ、その結果を代表取締役社長に答申しています。取締役会では、同委員会の答申を受け、業績連動報酬制度の基本設計及び報酬額を決議しております。

当社では、取締役の報酬は、当社の企業価値向上への意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、各人の役位、担当業務に応じた職責、会社・個人業績、経営環境、社会情勢などを考慮のうえで決定する方針としております。

取締役の報酬は、役位別の固定報酬とインセンティブ報酬により構成され、固定報酬は金銭報酬、インセンティブ報酬は株式報酬であります。金銭報酬は1985年3月27日開催の第39回定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額(月額250万円。ただし、社外取締役の報酬を含み、使用人分給与額は含みません。)以内、株式報酬は2019年3月28日開催の第73回定時株主総会においてご承認いただきました報酬の限度額(3事業年度において合計360百万円)以内とし、いずれも取締役会の決議により、代表取締役社長が任意の指名・報酬委員会への報酬水準の妥当性についての諮問・答申を経て、その答申に基づき決定しております。

固定報酬は、企業成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための報酬として金銭で支払うものとし、外部機関の調査結果を参考に役員別に報酬額を設定しております。

インセンティブ報酬は、短期、長期を設定しており、各人の財務的業績や企業価値向上への貢献など各人の職務遂行状況により決定しております。

す。

短期インセンティブ報酬は、連結売上高及び連結営業利益の前年の数値に対する達成状況を評価指標としております。

長期インセンティブ報酬は、「中長期経営計画N-ExT2023」に掲げた連結売上高及び連結営業利益に対する達成状況を評価指標としております。

インセンティブ報酬である株式報酬は、取締役(社外取締役を除きます。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、株式交付信託を活用し、役位に応じて付与するポイントに基づき、原則として退任時に本信託を通じて当社株式を交付します。

報酬の構成比率は、役位ごとに定める標準額を基準とし、固定報酬が65%、短期インセンティブ報酬が15%、長期インセンティブ報酬が20%程度を目安としており、社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、金銭報酬の固定報酬のみとしております。株式報酬制度導入を踏まえた当社の取締役報酬体系及び水準については、外部専門機関等による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、任意の指名・報酬委員会から妥当である旨の答申を受けております。

監査役の報酬は、1985年3月27日開催の第39回定時株主総会にてご承認いただきました報酬の限度額(月額5百万円)以内で、監査役の協議により決定しております。なお、当該株主総会議決に係る監査役の員数は3名以内です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外取締役・社外監査役に対し、主に管理部門、内部監査室が、定例および臨時の取締役会の議案を事前に配布し説明を行い情報の共有化を図るなどしてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 取締役会の状況

取締役は8名で構成され(内4名は社外取締役)経営に関する最高意思決定機関として適宜取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営に関する重要な事項、その他法令で定められた事項等の決定を行っております。

2. 任意の指名・報酬委員会の状況

委員は独立役員として届けられた社外取締役3名、社外監査役1名及び代表取締役社長で構成されています。

取締役の指名、報酬に関して取締役会からの諮問を受けて取締役の指名等の決定手続に関する事項、取締役報酬等の決定手続に関する事項、その他、取締役の指名・報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項を審議し、代表取締役社長に答申しております。

3. 監査役会の状況

監査役は4名で構成され(内3名は社外監査役)取締役会に出席並びに関係書類の閲覧等により、取締役の業務執行を監督しています。

4. 執行役員会の状況

執行役員8名で構成された執行役員会は、代表取締役社長が議長となり、取締役における決定事項の周知、業務執行状況の報告及び執行役員相互の連絡・連携を行っております。執行役員会は、原則として、毎月1回開催するものとし、その他必要に応じて開催しております。

5. 会計監査の状況

会計監査人(太陽有限責任監査法人)から会計監査を受け、監査役会及び取締役会は監査報告を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員 藤本 浩巳、高橋 康之

継続監査年数

2名共、監査継続年数は5年以内です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する8名のうち4名を社外取締役にすること及び監査役4名中の3名を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的で、中立的な経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役4名による管理監督及び社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案に対し十分な検討期間を確保できるよう、招集通知は株主総会の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただくことにより、インターネットからの議決権行使が可能となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家の方に決算説明会を毎年2月の年度決算発表及び8月の第二四半期決算発表後の年2回、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算短信、決算説明会資料、お知らせ等を掲載しております。 https://nakano-reiki.com	
IRに関する部署(担当者)の設置	執行役員経理部長 渡辺基二をIR担当者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は社会・環境に優しい企業づくりの追求のため、CSRに関わる指針をまとめた「品質方針」、「結城工場環境方針」、「結城工場労働安全衛生方針」の作成や2021年度のISO14001(環境) 全社認証を目指し、環境活動の体制づくりや教育を進めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が適法に行われるための社内諸規定（職務権限規定、職務分掌規定、稟議規定、内部通報規定、特定及び個人情報管理規定、経理規定、販売管理規定、デリバティブ取引管理規定、購買管理規定、外注管理規定、固定資産管理規定、安全衛生管理規定、防火管理規定、ISO9001:2015業務品質マニュアル等）に行動基準が定められており、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、これらを遵守することによりコンプライアンス体制を確保します。

内部監査室、管理部門は、当社グループの使用人の職務の執行に関して、連携して社内諸規定の適法性及び遵守されているかを適時調査し、問題点があれば取締役会に報告します。取締役会は、社内諸規定の運営体制を常に監視し、問題点の把握や制度の見直し改定を行います。

監査役は、当社グループの取締役の職務の執行を適時調査し、問題があれば取締役会に報告します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、人事情報は管理部門で保存・管理する他、その他職務分掌規定に定める各取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書管理規定に従い保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、製品の品質や顧客に係るリスク対応としてISO9001:2015による品質管理を行っています。また、社内各業務プロセスから生じるリスク対応は、社内諸規定に定められており、当社グループは、これらを遵守徹底することによりリスク管理体制を確保します。

また、複数の法律事務所、特許事務所と顧問契約を結び、リスク発生可能性案件については、事前相談により、法律上のリスクを回避する体制をとります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会で経営に関する重要事項について審議・決定する他、取締役会付議基準、組織規定、職務分掌規定、職務権限規定に詳細に執行すべき職務内容が定められており、当社グループは、これを遵守することにより取締役の効率的な職務執行体制を確保します。

また、複数の部門にまたがる継続的かつ専門性の高い重要な経営テーマに関しては、経営企画室が、委員会を定期的に開催し、関係取締役及び所管管理者を集め合議をもって問題の解決にあたることで取締役の職務執行の効率化を確保します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役を子会社の取締役又は監査役として派遣します。取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行を監査します。その結果は、適時取締役会に報告されます。

また、当社管理部門は、子会社取締役から経営状況を適時聴取する他、月次決算書類から会計処理、資金運用等が適正に行われているかを検証し、当社監査役に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置します。

当社は補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役補助業務を遂行するものとします。

また、当該使用人の任命・評価・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の承認を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

7. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、経営上重要な事項を合議・決定していく各種委員会に出席し、報告を受ける体制とします。

当社グループの取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告します。なお、監査役への報告者及び内部通報者に対しては、内部通報規定に不利益な扱いはしないことを定めております。

8. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針

当社は、当社の監査役がその職務執行について、費用の前払又は償還等を請求したときは、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役と適時意見交換を行い、業務執行状況の確認や相互理解を図り、監査精度の向上に努めております。

また、各取締役に対しては、個別に業務執行状況を確認しております。会計監査人からは、会計監査の方針及び内容について説明を受ける他、意見及び情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は「企業行動憲章」において、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針として定め、社内への周知を図っております。

2. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にそった体制の整備をおこなっており、平素から警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、断固として不当な要求を排除することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 会社情報開示基本方針

重要事項につきましては、金融商品取引法等の関係法令および証券取引所規則により、迅速かつ信頼のおける会社情報として投資家、株主、証券アナリストなどの市場参加者に開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

開示責任者は執行役員経理部長、開示担当部署は経理部であります。

ア) 決定事実に関する情報

重要事項の決定については、定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより決定しております。また、これらの会議には監査役が出席しております。また、決定された重要な事実については、開示責任者が公表の要否を代表取締役社長と協議し、公表を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速かつ正確に開示するよう努めております。また、必要に応じて監査役会、内部監査室、会計監査人および弁護士によるアドバイスを受け、適切な会社情報の開示に努めております。

イ) 発生事実に関する情報

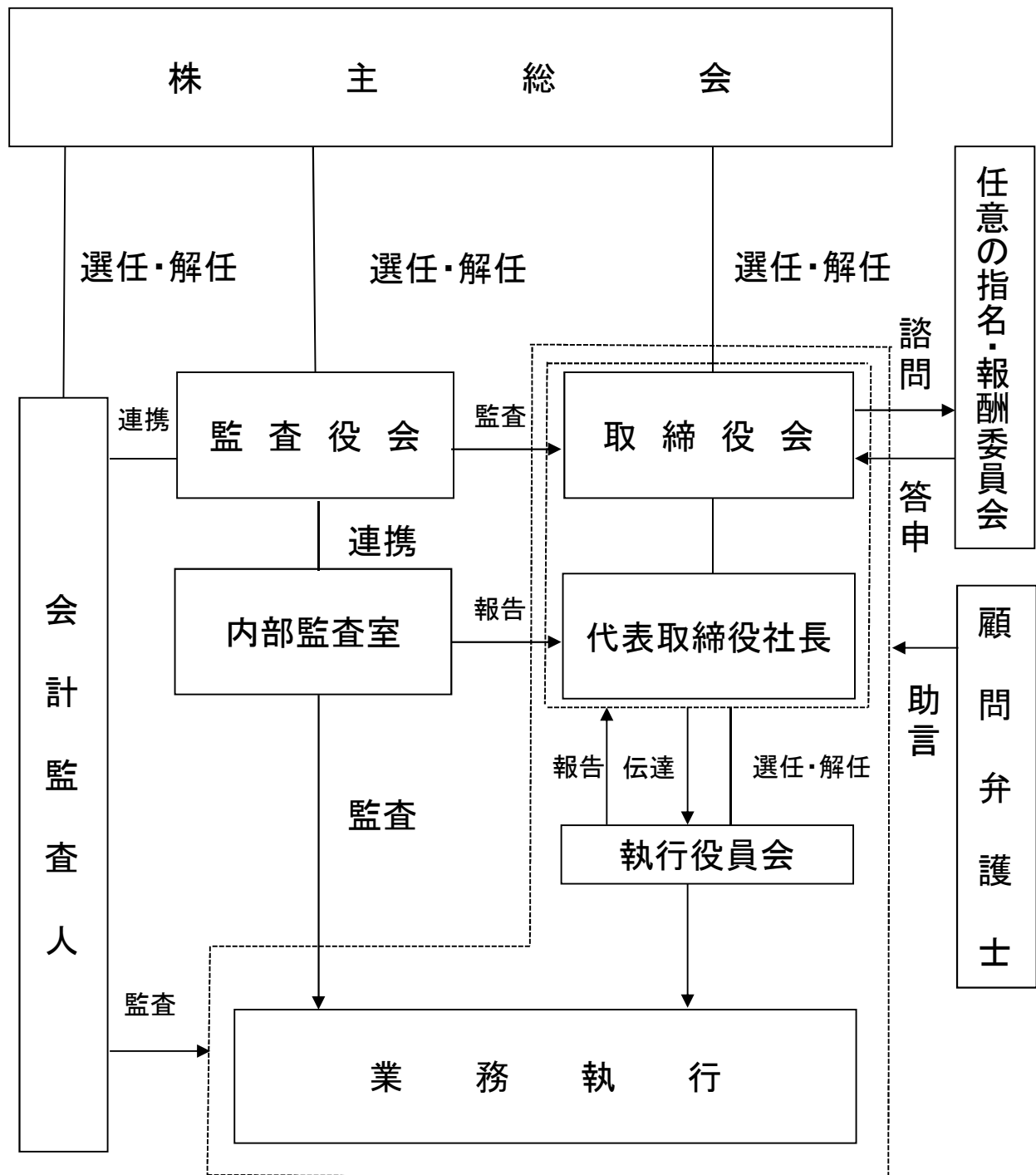
当社および子会社において重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに代表取締役社長および開示責任者に情報が報告されます。その後IR責任者は公表の要否を代表取締役社長と協議し、公表を要するものについては、適時開示規則に従い、迅速かつ正確に開示するよう努めております。また、必要に応じて監査役会、内部監査室、会計監査人および弁護士によるアドバイスを受け、適切な会社情報の開示に努めております。

ウ) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、並行して会計監査人による監査を受け、最終的に決算に関する取締役会において承認し、決算情報を迅速かつ正確に開示しております。なお、当該決算取締役会には監査役が出席しております。また、四半期決算は5月、8月および11月に開示しております。

なお、当社では、金融商品取引法に基づき当社役職員によるインサイダー取引を未然に防止するよう努めると同時に、当社の内部情報を適切に管理するよう努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要の模式図】

